

外ヶ浜町告示第10号

外ヶ浜町ネーミングライツ事業実施要綱を次のとおり定める。

令和7年6月4日

外ヶ浜町長 山崎結子

## ○外ヶ浜町ネーミングライツ事業実施要綱

施行 令和 7 年 6 月 4 日

告示 令和 7 年 6 月 4 日 告示第 10 号 企画政策課

### (目的)

第 1 条 この要綱は、外ヶ浜町(以下「町」という。)が所有する施設の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与すること(以下「ネーミングライツ事業」という。)により、民間事業者等(以下「ネーミングライツパートナー」という。)の広告の機会を拡大し、地域経済活動の活性化につなげ、また町の新たな財源を確保することで財政の健全化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 町が所有する施設について、条例、規則等に定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利(命名権)のことをいう。
- (2) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した法人、法人以外の団体もしくは法人等により構成された団体または個人のことをいう。
- (3) ネーミングライツ事業 町がネーミングライツパートナーに命名権を付与し、ネーミングライツパートナーからその対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、当該対価を施設等の運営及び維持管理等に要する費用の一部に充てる事業をいう。

### (基本方針)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、町の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる町の施設等の公共性を考慮し、社会的信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

### (規制を受ける事業者等)

第 4 条 次の各号に定める事業者等は、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることはできない。

- (1) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がある事業者等。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者等。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者等。
- (4) 破産者で復権を得ていない事業者等。
- (5) 外ヶ浜町建設業者等指名停止要領(平成 22 年外ヶ浜町訓令第 3 号)により指名停止措置等を受けている事業者等。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている事業者等。
- (7) 正当な理由なく約束していた外ヶ浜町との契約を拒み、又は契約を履行しなかった事実が過去にあった事業者等。
- (8) 外ヶ浜町暴力団排除条例(平成 23 年外ヶ浜町条例第 30 号)に規定する暴力団員または暴力団密接関係にある事業者等。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業に規定されている業種を営む事業者及びこれに類する事業者等。
- (10) 政治、宗教活動を目的とする事業者等。
- (11) 各種法令等に違反した業務をしている事業者等。
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善をなしていない事業者等。
- (13) その他、町長が不適当と認める事業者等。

### (愛称の表記方法)

第 5 条 ネーミングライツ事業により、ネーミングライツパートナーが付与する愛称の表記方法につ

いては、外ヶ浜町有料広告掲載に関する基本要綱第3条で規定する広告の掲載基準に合致するものでなければならない。

(対象施設)

第6条 ネーミングライツ事業の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、スポーツ施設、文化施設、公園その他町が所有する公共施設またはその一部とする。

2 対象施設の選定は、町長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設である場合は、町長は、あらかじめ当該指定管理者制度導入施設の指定管理者と協議しなければならない。

(ネーミングライツの付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、原則として、3年以上5年以下の期間とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(募集)

第8条 町長は、ネーミングライツ事業の実施にあたっては、ネーミングライツ料及びその他必要な事項について、対象施設ごとに募集要項を定め、外ヶ浜町ホームページまたは広報誌への掲載等により広く募集するものとする。ただし、町長が公募によることが適当でないと判断した施設等については、公募しないことができる。

(応募)

第9条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者等は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) ネーミングライツ事業応募申請書及び誓約書(様式第1号)
- (2) 住民票(個人の場合)
- (3) 定款またはこれに類する書類(個人の場合は除く。)
- (4) 登記事項証明書(個人の場合は除く。)
- (5) 法人等役員名簿(個人の場合は除く。)
- (6) 直近3ヶ年度の決算報告書(個人の場合は除く。)
- (7) 直近の1事業年度分の国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(審査機関)

第10条 事業者等が付与する愛称の選定及び審査は、外ヶ浜町ネーミングライツ審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員会の委員長は副町長を、副委員長は教育長及び総務課長を、委員はネーミングライツ事業の対象施設に関する課長及びその他町長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、企画担当課において行う。
- 6 審査は、第4条及び第5条の基準及びその他により行う。
- 7 委員会は、審査結果(ネーミングライツパートナー、愛称、ネーミングライツ料及びネーミングライツ付与期間等の案)を、町長に対し通知するものとする。

(委員会の会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(意見聴取等)

第12条 町長は第10条第7項の規定による通知があったときは、必要に応じ、町民、関係機関等の意見を聴取することができる。

(決定)

第13条 町長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツパートナー、愛称、ネーミングライツ料及びネーミングライツ付与期間等を決定するものとする。

(採用等に関する通知)

第14条 町長は、ネーミングライツ事業に応募した事業者等に対し、ネーミングライツ事業採用(不採用)決定通知書(様式第2号)により、採用の可否を通知するものとする。

(契約の締結)

第15条 町長は、採用決定したネーミングライツパートナーとの間で、ネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、前項により契約を締結した場合には、町長が定める期日までにネーミングライツ料を一括して支払うものとする。ただし、町長が認めた場合には分割払とすることができる。

(費用負担)

第16条 対象施設の案内看板等について、町及び関係機関等と協議のうえ、新規設置及び変更が可能と判断された場合における表示の変更に要する費用はネーミングライツパートナーが負担するものとする。また、契約期間終了後のこれらの原状回復に係る費用についても同様とする。

2 印刷物、ホームページを新規に作成するものについては、原則、愛称を用いるものとし、その費用は、印刷物の作成者、ホームページの管理者が負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第17条 町長は、第15条の規定における契約締結後、速やかにネーミングライツパートナーに対し、契約を締結した年度に係るネーミングライツ料を請求するものとし、当該年度の翌年度以降に係るネーミングライツ料は、各年度当初に請求するものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により請求があったときは、町長が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しなければならない。

3 町長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、ネーミングライツパートナーと協議のうえ、支払い方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第18条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、原則として、できないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 町長は、前項のただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツパートナー(指定管理者制度導入施設については、ネーミングライツパートナー及び指定管理者)と協議することとする。

(契約の更新等)

第19条 ネーミングライツパートナーは、契約期間満了時において、契約の更新を希望するときは、契約期間満了前90日までに、町長に対し申出をすることができる。この場合において、ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料、ネーミングライツ付与期間その他契約内容について、町長と交渉することができる。

(契約の解除)

第20条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

(1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

- (2) ネーミングライツパートナーが、法律、条例等に違反し、またはそのおそれがあると町長が認めたとき。
  - (3) ネーミングライツパートナーの社会的または経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、ネーミングライツパートナーに損害等が生じた場合は、町はその責めを負わないものとする。
- 3 契約締結後において、すでに支払いのあったネーミングライツ料は、原則として、返金しないものとする。
- 4 すでに事業を執行し、原状回復等に必要な経費がある場合は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付則

この要綱は、令和7年6月4日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

外ヶ浜町長

申請者 〒  
所在地  
事業者名  
代表者名

外ヶ浜町ネーミングライツ事業応募申請書兼誓約書

外ヶ浜町ネーミングライツ事業実施要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
また、同要綱第4条「規制を受ける事業者等」に該当していないこと及び町長が不適当を認める事業者等に該当した場合は、不採用決定に対し異議申立てしないことを誓約します。

施設名	
愛称案	
ネーミングライツ料 (希望金額)	1年間あたり 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む) 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
ネーミングライツ期間 (希望契約期間)	年 月 日から 年 月 日までの 年 ヶ月間
応募の動機	
希望するメリット等	
その他	

申請者情報

業種	
業務内容	
連絡先	担当部署
	担当者氏名
	電話番号
	FAX番号
	メール

様式第2号(第14条関係)

年 月 日

事業所名  
代表者名 様

外ヶ浜町長

外ヶ浜町ネーミングライツ事業採用(不採用)決定通知書

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり採用決定しました。  
(不採用となりました)

採用内容

施設名	
愛称名	
ネーミングライツ料	1年間あたり 円(消費税及び地方消費税相当額を含む) 円(消費税及び地方消費税相当額を除く)
ネーミングライツ期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 ケ月間
希望されたメリット等	
その他	